

別記様式（第2条関係）

## 会議結果報告書

令和3年11月2日

会議の名称	庁議
開催日時	令和3年11月2日（火） 9時30分～10時20分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 尾崎誠一 総務部長 川幡浩之 市民生活部長 村山 修 福祉部長 村上孝浩 子ども・健康部長 大熊克之 都市整備部長 中森福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 渋谷 聡 会計管理者 豊島俊二 議会事務局長 大河内充 教育政策部長 北村竜一  (計14人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	<b>【付議】</b> 1～3 総合行政部長 尾崎誠一 4 総務部長 川幡浩之 5 子ども・健康部長 大熊克之 6 上下水道部長 渋谷 聡 <b>【報告】</b> 1、2 総務部長 川幡浩之 3 子ども・健康部長 大熊克之
議 題	<b>【付議】</b> 1 志木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部） 2 志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部） 3 志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部）

	<p>4 志木市手数料条例の一部を改正する条例について（総務部）</p> <p>5 志木市国民健康保険条例及び志木市助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）</p> <p>6 志木市下水道条例の一部を改正する条例について（上下水道部）</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>1 令和3年度志木市一般会計補正予算の専決処分について（総務部）</p> <p>2 令和3年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について（総務部）</p> <p>3 志木市における公立保育園の在り方に関する方針（素案）に係る意見公募の結果について（子ども・健康部）</p>														
<p>結 果</p>	<table border="0"> <tr> <td><b>【付議】</b></td> <td><b>【報告】</b></td> </tr> <tr> <td>1 了承</td> <td>1 了解</td> </tr> <tr> <td>2 了承</td> <td>2 了解</td> </tr> <tr> <td>3 了承</td> <td>3 了解</td> </tr> <tr> <td>4 了承</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 了承</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 了承</td> <td></td> </tr> </table>	<b>【付議】</b>	<b>【報告】</b>	1 了承	1 了解	2 了承	2 了解	3 了承	3 了解	4 了承		5 了承		6 了承	
<b>【付議】</b>	<b>【報告】</b>														
1 了承	1 了解														
2 了承	2 了解														
3 了承	3 了解														
4 了承															
5 了承															
6 了承															
<p>事務局職員職氏名</p>	<p>秘書政策課長 外立健一</p>														
<p>その他必要事項</p>	<p>特になし</p>														
<p>会議内容の記録（経過、結果等）</p>															

## 開会

総合行政部長が開会を告げる。

### 【付議】

#### 1 志木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

令和3年8月10日の人事院勧告を踏まえて決定した「令和3年度志木市給与改定基本方針」に基づき給与改定を行うものである。

### 【内容】

#### （1）改正内容

期末勤勉手当の支給月数を、0.15月分引き下げる。

（4.45月分→4.30月分）

※期末手当の支給月数に反映

#### （2）施行日

公布の日

○質疑応答等

特になし

#### 2 志木市特別職員の給与に関する条例及び志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

一般職の給与改定を踏まえて、議員及び特別職の改正を行うものである。

### 【内容】

#### （1）改正条例

①志木市特別職員の給与に関する条例

②志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

#### （2）改正内容

期末手当の支給月数を、0.15月分引き下げる。

（4.35月分→4.20月分）

#### （3）施行日

公布の日

○質疑応答等

特になし

### 3 志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

不妊治療と仕事の両立を支援するための環境整備を推進するため、不妊治療のための休暇の拡充を図るものである。

なお、国家公務員についても、令和4年1月1日施行に向けて人事院規則の改正等の検討が進められているため、同様の改正を行うものである。

#### 【内容】

不妊治療のための休暇を原則年5日、頻繁な通院を要する場合はさらに5日（現行：年6日）に拡充する。

また、休暇の単位は、1日又は1時間（現行：1日）とする。

施行日 令和4年1月1日

○質疑応答等

- ・副市長：この特別休暇は、男女共に対象でよいか。
- ・総合行政部長：男女共に対象です。

### 4 志木市手数料条例の一部を改正する条例について（総務部）

○概要説明：総務部長

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行による長期優良住宅認定申請方法の変更等を踏まえ、手数料条例の関連規定を整備するものである。

#### 【内容】

現行法の適合証または設計住宅性能評価書による審査・認定から、確認書または住宅性能評価書による審査・認定へ変更されることに伴い、適合証及び設計住宅性能評価書による申請手数料の金額を削除するとともに、確認書及び住宅性能評価書による申請手数料の金額を新たに定める。

また、共同住宅の認定が住戸単位から住棟単位に変更されることに伴い、文言の整理を行う。

施行日 令和4年2月20日（改正法の施行日）

○質疑応答等

特になし

### 5 志木市国民健康保険条例及び志木市助産の実施又は母子保護の実施に係る費

## 用徴収条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

健康保険施行令の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、当該政令を引用する出産育児一時金の支給金額を変更する必要があるため、所要の規定を整備するものである。

### 【内容】

出産育児一時金の支給金額を変更する。

〈改正前〉

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。

〈改正後〉

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。

なお、志木市助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例についても、助産又は母子保護を実施した際に対象者から徴収する費用に関し、別表において出産育児一時金額を引用していることから、同様に所要の整備を行う。

○質疑応答等

特になし

## 6 志木市下水道条例の一部を改正する条例について（上下水道部）

○概要説明：上下水道部長

下水道法（昭和33年法律第79号）の改正（令和3年5月10日公布）に伴い、志木市下水道条例（昭和56年条例第1号）の一部を改正するものである。

### 【内容】

下水道法第6条に第3号が追加されたことに伴い、改正前の同条第3号以降が1号ずつ繰り下げとなることから、志木市下水道条例第11条第1項第10号中「～当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には～」の「第4号」部分を「第5号」に改正する。

施行日 公布の日

○質疑応答等

特になし

**【報告】**

**1 令和3年度志木市一般会計補正予算の専決処分について（総務部）**

○概要説明：総務部長

令和3年度志木市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年11月1日付で専決処分をしたので、報告をするものである。

**【内容】**

（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第8号）	31,160,602	245,081	→ 31,405,683

※新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）にかかる経費を補正する。

※全額、繰越明許費を設定する。

○質疑応答等

特になし

**2 令和3年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について（総務部）**

○概要説明：総務部長

令和3年12月定例会に提出する補正予算は、次のとおりである。

・令和3年度志木市一般会計補正予算（第9号）

※債務負担行為の補正含む

・令和3年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

※債務負担行為の補正含む

・令和3年度志木市介護保険特別会計補正予算（第2号）

※債務負担行為の補正含む

**【内容】**

（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第9号）	31,405,683	▲52,613	→ 31,353,070

国保特別会計（第2号）	6,345,326	564,083	→	6,909,409
介護特別会計（第2号）	5,148,136	▲201	→	5,147,935

○質疑応答等  
特になし

### 3 志木市における公立保育園の在り方に関する方針（素案）に係る意見公募の結果について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

本計画の素案に対する意見公募を実施したので結果を報告するものである。

(1) 意見の提出期間

令和3年9月27日（月）～令和3年10月26日（火）

(2) 提出された意見

意見件数 22件（個人8人、団体1件）

(3) 公募意見に対する市の考え方

- ・意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの 0件
- ・原案のとおりとするもの 21件
- ・その他 1件

結果については、市ホームページ等で公表する。

○質疑応答等  
特になし

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。